

感染症法に基づく医療措置協定

医療措置協定について

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえて、国民の生命及び健康に重大な被害を与える恐れがある感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正感染症法という。）が公布され、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組み等が法定化されました。（令和6年4月1日施行）

保険医療機関番号	医療機関の名称	①病床確保	②発熱外来	③自宅療養者等への医療提供	④後方支援	⑤人材派遣	第一種協定指定医療機関	第二種協定指定医療機関
0612510420	最上町立最上病院	○	○	○	○	—	○	○